

## 参考資料 1：千代田区スポーツ振興基本計画の改定までの経緯等

本計画は、「千代田区スポーツ振興基本計画中間改定検討委員会」での議論を行い、改定作業を進めました。また、平成24年8月から9月に実施した千代田区民世論調査の結果や、平成25年3月に実施したパブリックコメントを通じて得た区民の皆様からのご意見・ご提案を、本計画に反映しています。以下は、計画改定における経緯の概要等です。

### (1)千代田区スポーツ振興基本計画の改定までの経緯

| 時 期            | スポーツ振興基本計画中間改定検討委員会   | 千代田区民  |
|----------------|---|--|
| 平成 24 年<br>7 月 | 第1回検討委員会(7月4日)<br>委嘱状交付、委員長・副委員長の選出、<br>今後のスケジュール、事業の進捗状況               |  |
| 8 月            | 第2回検討委員会(8月28日)<br>各委員の提案事項   | 千代田区民世論調査の実施<br>(8月29日から9月13日まで)<br>区内在住満20歳以上の男女<br>2,000人を対象に郵送で配布・<br>回収  |
| 11 月           | 第3回検討委員会(11月7日)<br>計画全体像の検討   |  |
| 平成 25 年<br>1 月 | 第4回検討委員会(1月23日)<br>新スポーツセンターの機能について、全体構<br>成の検討(計画素案としての修正・充実箇所<br>の討議) |  |
| 3 月            |   | 計画素案についてのパブリック<br>コメントの実施(3月5日から18<br>日まで)<br>広報千代田3月5日号と区総<br>合ホームページに掲載し、区役<br>所本庁舎、各出張所、区立ス<br>ポーツセンター、文化スポーツ<br>課にて計画素案を公開 |
|                | 第5回検討委員会<br>計画案の最終確認、区長への報告   |  |

## (2) 千代田区スポーツ振興基本計画中間改定検討委員会委員名簿

(敬称略)

| 氏名     | 所属団体の名称   | 区分                       |
|--------|---|--------------------------|
| 高松与志之  | 順天堂大学スポーツ健康科学部客員講師<br>(公財)日本体育施設協会スポーツ施設研究所専門委員 | (1)学識経験者                 |
| 菅野 豊   | 千代田区体育協会理事長                                     | (2)生涯スポーツ振興に<br>寄与する関係団体 |
| 松島直樹   | 千代田区スポーツ推進委員協議会会長                               | (3)生涯スポーツ振興に<br>寄与する関係団体 |
| 八尾 規子  | 富士見スポーツ・文化クラブ副会長                                | (4)区民                    |
| 望月 美智子 | 千代田区健康づくり推進員                                    | (4)区民                    |
| 柿内 健介  | 千代田区青少年委員                                       | (5)青少年団体                 |
| 額賀 聡   | 千代田区立番町小学校長                                     | (6)小・中学校教職員              |
| 村上みな子  | 千代田区立麴町中学校長                                     | (6)小・中学校教職員              |
| 芝崎 晴彦  | 千代田区政策推進担当部企画調整課長                               | (7)千代田区職員                |
| 高木 明子  | 千代田区千代田保健所健康推進課長                                | (7)千代田区職員                |
| 大島 康平  | 千代田区区民生活部長                                      | (7)千代田区職員                |

### (3) 千代田区スポーツ振興基本計画中間改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第4条第3項に基づき平成20年3月に策定した10年計画である千代田区スポーツ振興基本計画の中間改定を行うため、千代田区スポーツ振興基本計画中間改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、千代田区スポーツ振興基本計画の中間改定に向けた検討を行い、千代田区スポーツ振興基本計画中間改定案を策定する。

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから千代田区長(以下「区長」という。)が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)体育協会の役員等
- (3)スポーツ推進委員協議会の役員等
- (4)千代田区民
- (5)青少年団体の役員等
- (6)小学校・中学校の教職員
- (7)千代田区職員(関係部課長)
- (8)その他区長が必要と認めた者

2 委員会の委員は、15名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、千代田区スポーツ振興基本計画中間改定案の区長への報告をもって終了する。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、区長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表して総括し、委員会の議長となる。

4 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の招集は、委員長が行う。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、区民生活部文化スポーツ課が担当する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。